

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その90)

産前産後休業期間中の保険料免除について (その2)

Q

私は、平成 26 年 4 月 1 日から産前産後休業中（産前 42 日、産後 56 日）は厚生年金保険料が免除になると伺い、出産予定日 8 月 12 日で「産前産後休業取得者申出書」を提出し、7 月分の保険料から免除になりましたが、出産日が予定よりも早くなり 8 月 3 日となりました。出産日が出産予定日と違った場合、保険料免除はどうなるのでしょうか？また、6 月 10 日に賞与をもらっていますが、影響があるのでしょうか？

A

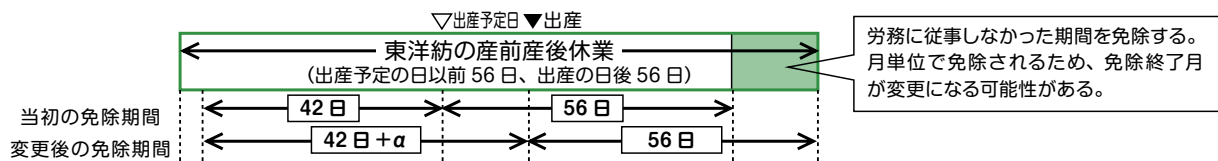
出産予定日と出産日が違った場合、保険料免除期間が変更になる場合があります。出産日が遅れた場合は、遅れた日数をプラスして免除されるため、当初の免除終了日より長くなり、その結果、保険料免除終了月が延長されることもあります。出産日が早くなった場合は、出産日を基準に免除開始日を再度決定するため、免除開始月が変更になることもあります。あなたの場合、出産日を基準にすると免除開始日は、6 月 23 日になるため、6 月分の保険料からさかのぼって免除になります。免除終了日は、当初の予定では 10 月分まででしたが、出産日を基準にすると 9 月 28 日が終了日となり、9 月分までが免除となります。

賞与の保険料は、賞与支払月が免除月となった場合、賞与の保険料が免除となります。あなたの場合、さかのぼって 6 月分の保険料が免除になりましたので、6 月に賞与が支給されていた場合、6 月賞与分の保険料もさかのぼって免除となります。

出産予定日と出産日が違う場合

出産日が遅れた場合

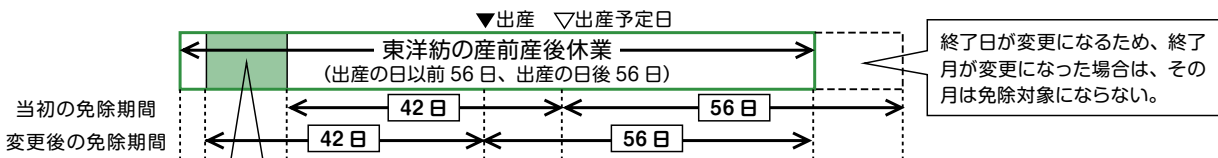
出産が遅れた日数 (a) をプラスして免除されるため、終了日が変更になります。



手続き 出産後に「産前産後休業取得者変更（終了）届」を事業主経由で提出。

出産日が早くなった場合

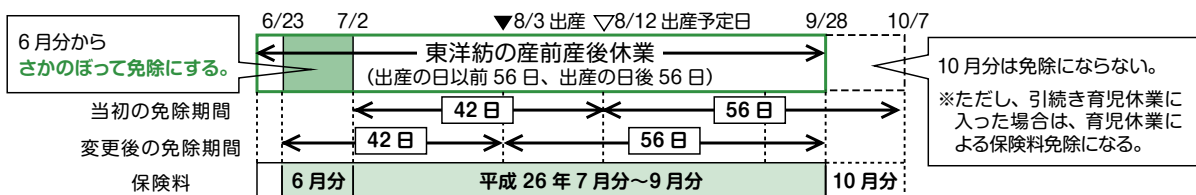
出産の日以前 42 日が免除になるため、開始日および終了日が変更になります。その結果、開始月が変更になった場合は、さかのぼって免除します。



労務に従事しなかった期間を免除する。月単位で免除されるため、開始月が変更になった場合はさかのぼって免除する。

手続き 出産後に「産前産後休業取得者変更（終了）届」を事業主経由で提出。

例題の場合 出産予定日 8 月 12 日 ⇒ 産前休業開始日は 7 月 2 日のため、7 月分から免除
産後休業終了日は 10 月 7 日のため、10 月分まで免除
出産日 8 月 3 日 ⇒ 産前休業開始日は 6 月 23 日となり、6 月分から免除
産後休業終了日は 9 月 28 日となり、9 月分まで免除



注意

賞与の保険料……賞与支払月が免除月の場合、賞与に対する保険料も免除になる。

例題の場合、賞与支給が 6 月 10 日なので、賞与に対する保険料もさかのぼって免除になる。